

議案第160号

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和2年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和2年の人事院勧告に準拠して、地方公務員法第24条の定めるところにより、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、同条例の期末手当を準用する会計年度任用職員においても所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第27条第1項中「第18条第4項」を「第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第2条 京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段を削る。

第27条第1項中「第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「第18条第4項」に改め、同項中「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <hr/> <p>2・3 (略) 第17条～第26条 (略) (期末手当) 第27条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項 <u>中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)</u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略) 第28条～第36条 (略)</p>	<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略) 第17条～第26条 (略) (期末手当) 第27条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、<u>同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)</u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略) 第28条～第36条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第 48 号)新旧対照表【第 2 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略) 第17条～第26条 (略) (期末手当) 第 27 条 給与条例第 18 条から第 18 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 130</u>」と、<u>同条第 4 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)</u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、その者の受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略) 第28条～第36条 (略)</p>	<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。_____</p> <p>2・3 (略) 第17条～第26条 (略) (期末手当) 第 27 条 給与条例第 18 条から第 18 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 4 項 _____ 中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、その者の受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略) 第28条～第36条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>